

令和4年2月3日 開 会

令和4年2月3日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会事務局

令和4年2月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	2月3日(木)	<p>開 会</p> <p>議長の選挙</p> <p>会期決定</p> <p>2月3日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>経過報告</p> <p>議案審議</p> <p>議案第1号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第2号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第3号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>陳情</p> <p>陳情第2号〔報告〕</p> <p>陳情第3号〔報告〕</p> <p>閉 会</p>

2月定例会付議事件

1 管理者提出議案

〔令和4年2月3日提出〕

- | | | |
|-------|---|------|
| 議案第1号 | 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について | 〔可決〕 |
| 議案第2号 | 令和3年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算(第2号) | 〔可決〕 |
| 議案第3号 | 令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算 | 〔可決〕 |

令和4年2月3日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合
溶融資源化センター2階研修室

1 出席議員氏名

議 長	松 隈 清 之			
森 山 林	久保山日出男	中 村 直 人	飛 松 妙 子	
伊 藤 克 也	中 野 均	永 沼 彰	野 口 英 樹	
筒井佐千生	森 田 浩 文	中 山 五 雄	田 中 静 雄	
田 中 俊 彦				

2 欠席議員氏名

松 信 彰 文 園 田 邦 広

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者	橋 本 康 志	副 管 理 者	松 本 茂 幸
副 管 理 者	伊 東 健 吾	副 管 理 者	武 廣 勇 平
副 管 理 者	岡 毅	事 務 局 長	藤 川 博 一
総 務 係 長	濱 野 知 大	総 務 係 専 門 主 査	大 坪 功 二
事 業 係 長	赤 司 隆 則	事 業 係 担 当 係 長	古 澤 貴 裕
事 業 係 主 事	堂 園 祥 太		

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長 藤 川 博 一
総 務 係 長 濱 野 知 大
総 務 係 専 門 主 査 大 坪 功 二

5 議事日程

日程第 1 議長の選挙
日程第 2 会期決定
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 経過報告
日程第 5 提案理由の説明 議案第 1 号～議案第 3 号
日程第 6 議案第 1 号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
(質疑、討論、採決)
日程第 7 議案第 2 号 令和 3 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第 2 号)
(質疑、討論、採決)
日程第 8 議案第 3 号 令和 4 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算
(質疑、討論、採決)
日程第 9 陳情第 2 号 大気汚染物質監視装置の設置を求める陳情書
(報告)
日程第 10 陳情第 3 号 原水を守るため、大気汚染物質の監視装置の設置を求める陳情書
(報告)

開会

午後2時35分

開議

中野均副議長

皆さんこんにちは。

本日の佐賀県東部環境施設組合告示第1号におきまして、本組合議会の2月定例会が招集されました。なお、昨年11月29日をもって議長が空席になっております。よって、新たに議長が選出されるまで、組合規約第8条第4項の規定により、私、副議長の中野が議長の職を行いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。園田邦広議員、松信彰文議員より欠席届があっております。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。議事に入ります前に新しく組合議員になられた方々のご紹介をさせていただきます。まず、鳥栖市議会、鳥栖市議会議長松隈清之議員、鳥栖市議会副議長伊藤克也議員、鳥栖市議会森山林議員、同じく久保山日出男議員、同じく中村直人議員、同じく飛松妙子議員、次に上峰町議会、上峰町議会副議長田中静雄議員でございます。皆様に対して心よりお祝いを申し上げます。それでは、先日の勉強会の折にも各議員からご挨拶を受けましたが、改めて自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、松隈議員お願いします。

松隈清之議員

皆さんこんにちは。鳥栖市議会の松隈清之でございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

中野均副議長

ありがとうございました。次に、伊藤議員。

伊藤克也議員

こんにちは。引き続きになりますが、誠心誠意努めております。よろしくお願いいたします。

中野均副議長

ありがとうございました。次に、森山議員お願いします。

森山林議員

森山でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

中野均副議長

ありがとうございました。次に、久保山議員お願いします。

久保山日出男議員

久保山でございます。再任でございますけれども、よろしくお願いいたします。

中野均副議長

ありがとうございました。次に、中村議員お願いします。

中村直人議員

鳥栖市議会の中村でございます。よろしくお願いいたします。

中野均副議長

ありがとうございました。次に、飛松議員お願いいたします。

飛松妙子議員

はい、飛松妙子でございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

中野均副議長

ありがとうございました。次に、上峰町議会田中議員お願いいたします。

田中静雄議員

田中静雄でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

中野均副議長

以上をもちまして、紹介を終わります。それでは、早速でございますが、本日の会議を開きます。



日程第 1 議長の選挙

中野均副議長

日程第 1、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 号の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野均副議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

続いてお諮りします。指名の方法については、副議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野均副議長

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。本組合議会議長に松隈清之議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、副議長において指名いたしました、松隈清之議員を本組合議会の議長の当選人と決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

中野均副議長

異議なしと認めます。よって、松隈清之議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました松隈議員が議場におられますので、議会会議規則第31条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。それでは、松隈議員の当選の承諾とご挨拶をお願いいたします。

松隈清之議員

ただいま、皆様方のご推挙により議長に選任をいただきました鳥栖市議会の松隈でございます。

皆様方のいろいろな市町のご意見を聞きながら、公正な議会に努めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

中野均副議長

ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。これをもちまして、副議長としての職務を終わらせていただきます。議事進行へのご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは議長を交代いたします。



日程第2 会期日程

松隈清之議長

それでは、これより議長職を務めさせていただきます。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本日、お手元に配付しております議事日程のとおり、会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。



日程第3 会議録署名議員の指名

松隈清之議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、議長において森山林議員、永沼彰議員を指名い

たします。



日程第4 経過報告

松隈清之議長

日程第4、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配付いたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。



日程第5 提案理由の説明

松隈清之議長

日程第5、提案理由の説明を求めます。

橋本康志管理者

議長。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。また、議員の皆様におかれましては、日頃から本組合の運営についてご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回、新しく組合議員になられました鳥栖市議会議長の松隈議員、同じく副議長の伊藤議員、同じく、鳥栖市議会議員の森山議員、久保山議員、中村議員、飛松議員、上峰町議会副議長の田中議員に対しましては、心からお喜びを申し上げますとともに、今後ともご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。本日提案いたしております議案は、お手元にお配りしております議案第1号から議案第3号までの3件でございます。まず、議案第1号、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更につきましては、多久小城医療組合が佐賀県市町総合事務組合に新たに参加し、議員、非常勤職員公務災害補償に関する事務の共同処理に参加し、また、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合が退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加するため、地方自治法の規定に基づき、同組合規約の変更について組合議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第2号、令和3年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算第2号につきましては、歳入、歳出予算の総額に増減はなく、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ7億1,400万9千円とし、令和2年度決算に伴う市町負担金精算金を構成市町に返還するため、歳出予算の組替えを行うものでございま

す。

次に、議案第3号、令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,276万9千円お願いするものでございます。歳入の主なものといたしまして、構成市町負担金に6億3,386万7千円、国庫支出金に17億1,999万9千円、組合債に25億1,890万円を計上しております。次に、歳出の主なものといたしまして、総務費に1億3,830万5千円、衛生費に47億2,394万4千円を計上しております。なお、衛生費におきましては、次期ごみ焼却施設建設費関連といたしまして46億6,280万3千円、リサイクル施設建設費関連といたしまして6,114万1千円をそれぞれ計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之議長

ありがとうございました。



日程第6 議案第1号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合組合規約の変更について

松隈清之議長

日程第6、議案第1号、佐賀県市総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。それでは、インデックスの3番を貼っております佐賀県東部環境施設組合議会定例会議案のほうをよろしく願いいたします。めくっていただきまして、1ページ目でございますけれども先ほど、提案理由でもございましたように多久小城医療組合が令和3年8月に設立されております。こちらの市町総合事務組合への加入ということで、議員非常勤職員公務災害補償事務の共同処理への参加について、また、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合に関しましては、退職手当の支給に関する事務の共同処理への参加について、議会の議決を求められております。

2ページ目に佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約案等ということで、承認の願いが来ております。これにつきましては、各市町議会においても同じような内容の改正の案件があつておるところでございます。以上が、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第1号について、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については、原案のとおり決しました。



日程第7 議案第2号 令和3年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第2号）

松隈清之議長

日程第7、議案第2号、令和3年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算第2号を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

それでは、インデックスの4番を貼っております令和3年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算第2号のほうをよろしくお願いたします。めくっていただきまして、表紙の裏になりますけれども、全体の概要でございます。歳入に関しては、変わりございませんが、下段、歳出のほうでございます。予備費のほうから総務費のほうに、1,377万4千円の組替えのお願いをしているところでございます。ちょっと飛ばしまして、最後のページでございます。申し上げておりますとおり、予備費から1,377万4千円のほうを総務費一般管理費のほうに償還金利子及び割引料ということで、1,377万4千円組替えを行っております。これにつきましては、組合負担金の精算金ということで、例年でありまして8月の議会の折に、剰余金について各市町へ返還させていただいているところでございますが、令和3年度は、

リサイクル施設の事業で何があるかわからないということで、予備費のほうに一旦、組ませていただいていたところです。しかしながら、使うことはございませんでしたので、返還をするということでお願いしておるところでございます。別に資料がございまして、インデックスの6番を貼っております議案概要の5ページをお願いいたします。5ページの一番下のほうに表を付けております令和2年度構成市町負担金精算金額ということで書いておりますけれども、緑の網かけをしている部分、返還金額が各市町のほうへ返還いたします金額となっております。簡単でございますが、以上でご説明とさせていただきます。

松隈清之議長

はい、説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、令和3年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。



日程第8 議案第3号 令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算

松隈清之議長

日程第8、議案第3号、令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。それでは、インデックスの5番を貼っております令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算書のほうをお願いいたします。めくっていただきまして、まず、歳入でございますけれども、今年度48億7,276万9千円、歳出につきましても同額をお願いしているところでございます。1ページ目の一番下段でございますけれども、工事費の前払金としての一時借入金の設定をしているところでございます。2ページ3ページ目は飛ばしまして、4ページ目のほうをお願いいたします。債務負担行為でございます。後ほどご説明いたしますけれども、次期リサイクル施設整備基本計画策定業務委託料でございます。今年度と来年度の2か年にわたりまして、業務を行うということで考えておりますので、来年度分2,930万円の債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。続きまして、5ページ目でございます。5ページ目につきましては、次期ごみ処理施設整備事業、真木町で建設している焼却施設でございます。こちらの支払いのために25億1,890万円の組合債の起債をお願いしているところでございます。6ページ、7ページは飛ばしまして、歳入につきまして8ページ目からご説明をさせていただきます。まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金でございます。本年度6億3,386万7千円をお願いしております。各市町ごとの負担金につきましては、説明の欄に書いておりでございます。続きまして、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金、節1清掃費国庫補助金でございますが、循環型社会形成推進交付金につきまして本年度17億1,999万9千円を見込んでいるところでございます。続きまして、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、繰越金といたしまして1千円の頭出しの計上をお願いしております。続きまして、款4諸収入、項1組合預金利子、目1組合預金利子、節1組合預金利子につきましても1千円の頭出しをしております。続きまして、項2雑入、目1雑入につきましても情報公開等のコピー代収入として1千円の頭出しを行っております。続きまして、款5組合債、項1組合債、目1衛生債、節1衛生債25億1,890万円につきましては、先ほども申し上げましたとおり、真木町につくっております次期ごみ処理施設整備事業の工事費、それと施工監理の業務支払分といたしまして25億1,890万円の計上をお願いしております。続きまして、10ページ目のほうをお願いいたします。

次は歳出のご説明でございます。款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬につきましては、議員報酬16名様分の29万4千円の計上をお願いしております。節8旅費につきましては、議員さん方の費用弁償といたしまして25万円の計上をお願いしているところでございます。続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬につきましては、情報公開個人情報保護審査会委員さんの報酬、それと会計年度任用職員の報酬を192万3千円計上しております。続きまして、節2給料15万6千円につきましては、組合正副管理者の給料を計上しているものでございます。節3職員手当等556万6千円につきましては、我々組合職員の諸手当、それと会計年度任用職員の期末手当を計上しているものでございます。節4共済費の社会保険料42万1千円につきましては、会計年度任用職員の社会保険料でございます。節7報償費11万円。これは、弁護士謝金といたしまして1万1千円の10回分を計上しているところでございます。続きまして、節8旅費でございます。会計年度任用職員、それと先ほど申し上げました情報公開個人情報保護審査会委員さんの費用弁償6万2,000円。それと職員の普通旅費、一般旅費を137万4千円を計上しております。節9交際費につきましては、例年どおり3万円の計上をお願いしているところでございます。節10需用費につきましては消耗品、公用車の燃料費、

それとコピー代等を計上したものでございます。節 11 役務費 56 万 6 千円につきましては、切手代、電話代、また公用車の保険料、ファームバンキング手数料等を計上したものでございます。節 12 委託料 296 万 3 千円でございます。主なものを申し上げます。下から 2 段目、例規整備支援業務委託料 154 万円。こちらは令和 6 年度から始まります東部環境施設組合での施設の運営に係ります人事、給与、それと手数料徴収条例等々の整備に係る業務委託の費用でございます。その下でございます。公会計財務処理等作成支援業務委託料につきましても、公会計の整備に伴います委託料を計 68 万 8 千円計上いたしているところでございます。続きまして、節 13 使用料及び賃借料 264 万 9 千円でございます。公用車 2 台分それとパソコン、コピー機等の借上料、それと説明会等の会場等使用料を計上しております。また、視察等対応のためのバスの借上料ということで、自動車借上料を 35 万円計上をお願いしているところでございます。節 18 負担金補助及び交付金につきましては、まず、説明欄の一番上でございます建設協力金、本年度 6,500 万円でございます。あと、各市町からの組合への派遣職員の負担金ということで 5,600 万円を計上いたしております。あと、社会保険協会費、公平委員会負担金等を計上しているところでございます。ページをめくっていただきまして、12 ページのほうをお願いいたします。負担金の続きとなりますけれども、全国都市清掃会議負担金、こちらは、技術支援等をお願いしている公益法人でございます。こちらへの負担金 11 万 6 千円。それと技術管理者協議会負担金ということで 3 万円。あと、研修会負担金、技術管理等の講習会を受けるための負担金も 41 万 2 千円計上させていただいております。節 22 償還金利子及び割引料につきましては、組合負担金の精算金 1 千円の頭出しをお願いしているところでございます。

続きまして、項 2 監査委員費、目 1 監査委員費でございます。節 1 報酬 1 万 8 千円につきましては、監査委員 2 名様分の報酬を計上いたしております。節 8 旅費 2 万 6 千円につきましては、監査委員さんの費用弁償を計上しているところでございます。続きまして、款 3 衛生費、項 1 清掃費、目 1 施設建設費でございます。節 12 委託料でございます。こちらは、インデックスの 6 番を貼っています議案概要の 8 ページをお願いいたします。まず、(1)でございます。技術支援業務委託料 1,480 万 3 千円でございます。我々、今事業を推進しておりますが、ごみ処理施設事業につきましては、非常に専門的な知識また、私ども技術的な人間がおりませんので、事業の品質の確保、工程の円滑な推進ということで専門の公的団体、公益法人等に技術支援を委託しているものでございます。この内訳といたしましては、環境アセスのモニタリングに 91 万円、建築土木の技術支援といたしまして 618 万円、焼却施設の機械設備などプラントに関する技術支援に 771 万円をお願いしているところでございます。続きまして、(2)の建設関連調査業務委託料でございます。これは環境影響評価事後調査業務ということで、工事期間中にも工事機械、工事用車両等の通行が増えるということで、環境アセスのモニタリングを行っているところでございます。この表に書いておりますとおり、継続で業務をしておりますが、令和 4 年度の調査費支払額につきましては 600 万円ということで予算を計上させていただいているところでございます。続きまして、建設関連業務委託料 3,450 万円でございます。これにつきましては、ごみ処理施設整備事業に係る設計、施工監理業務と言ったようなことできちんと設計書どおりに工事が行われているか、また、きちんとした工事がされているか、そういった品質の確保を現場でやっていただくということの業務をお願いしております。こちらが 1 番下の表に書いておりますとおり、令和 4 年度分につきましては、

3,450万円ということで支払額になっております。こちらの金額を予算の計上をお願いしているところでございます。続きまして、また予算書のほうインデックス5番に戻っていただきたいと思っております。節14 工事請負費 45億 8,550万円でございます。次期ごみ処理施設建設工事といたしまして45億 5,750万円。それと、建設地雨水排水管整備工事 2,800万円の計上をお願いしております。こちらは、先ほどの議案概要書、インデックス6番のほうをお願いしたいと思っております。9ページのほうをお願いいたします。9ページの上のほう(1)工事請負費でございます。45億 8,550万円。こちら真木町の焼却施設を日立造船のほうにDBO方式で発注をしております。表に書いておりますとおり令和4年度、この支払い限度額につきましては45億 5,750万円という契約になっております。こちらの金額を予算の計上をお願いしているところでございます。また、下のほうに②ということで、ごみ処理施設建設地雨水排水管整備工事 2,800万円を書いております。こちら、さらに資料のインデックス7番の資料をご覧くださいと思います。めくっていただきまして、1枚目ごみ処理施設建設地雨水排水管整備工事概要図というものを付けております。今回、この地図の中で緑の部分が焼却施設の造成、建設工事をしている範囲でございます。こちらが、現在のところ舗装等もなく地山の土地になっておりますが、建設が進みますと舗装、また、建物が建ったりして雨水の表面水の流量が増えてまいります。これを既設の暗渠に繋ぎ込もうとしておりましたが、雨水排水量が多く既存の管では足りないというご指摘をいただきましたので、この地図で言いますと、濃い紺色のマジックで矢印を引いたような部分、この部分に専用の雨水排水管を埋設するものでございます。延長といたしましてはVU管を113メートル、河川区域につきましてヒューム管を9.4メートル布設するものでございます。また、黒丸で4箇所しておりますけれども、こちらにマンホールを4基、それと、終点の今川橋というところで川への放流になるんですけれども、逆流防止のためのフラップゲートを設置する工事ということで考えているところでございます。続きまして、また予算書の12ページにお戻りいただきたいと思っております。節18 負担金補助及び交付金ということで2,200万円計上をお願いしております。県道附加車線整備工事費負担金ということでございますが、インデックス7番の資料の2枚目のほうをお開きいただきたいと思っております。県道中原鳥栖線附加車線整備工事費負担金資料、(佐賀県提供資料) ということで付けさせていただいております。これは下に平面図ということで書いております部分、この中で、右側のほうがちょっとピンクっぽくって、左側のほうが灰色系でございますが、この図面の中で青っぽい部分がございます。右側のほうから言いますと、真ん中あたりに新しい附加車線、今度、こちらにごみ焼却施設を建てるとということで、道路管理者であります佐賀県、それと鳥栖警察署との警察協議、交差点協議、道路協議を行いましたところ、搬入搬出の車両が増えるということで、右折専用レーンを付けることという指摘を受けております。こうしたことで、シフト長からこちらゼブラを引いて附加車線を引いてくると、滞留長の部分まで青い部分、それと左側につきましては、右折レーンを設置することによって影響を受ける部分、これは上のほうに青っぽくなってございますが、この部分については原因者負担ということで、我々、東部環境施設組合に工事アロケを言われたところでございます。工事概要といたしましては、書いておりますとおり道路改良工事、右折レーンの設置でございます。範囲につきましては、延長が概ね218.5メートル、幅員は18メートルといったところになっております。こちらに関して、佐賀県のほうに負担金を支払うということで協議をしたところでございまして、予算の計上をお願いしているところでございます。続きまして、予算

書にまたお戻りいただきたいと思います。13ページのほうをお願いいたしたいと思います。目2リサイクル施設建設費でございます。本年度より、リサイクル施設の事業が出てまいりますので、新たに目2リサイクル施設建設費を設けさせていただいております。節12委託料といたしまして6,114万1千円でございます。こちらにも議案概要書、インデックス6番の一番裏の最後のページ、10ページのほうをご覧くださいと思います。次期リサイクル建設関連予算の説明ということで(1)技術支援業務委託料364万1千円をお願いしております。こちらは機械とかそういったことの専門的な技術性に係るものとして161万7千円。あと、土木工事等の技術支援に係る支援委託料といたしまして202万4千円、合計364万1千円の計上をお願いしております。 (2)でございます。循環型交付金事業計画の支援業務委託料ということでございます。これにつきましては、書いておりますとおり、次期リサイクル施設整備基本計画の策定業務といたしまして5,750万円をお願いしているところでございます。中身といたしましては、施設整備に係る基本的な項目の整理を行うものでございます。基本方針それと機械、施設規模、また処理の方式等々の基本諸元を洗い出すと。あと、こういった施設等の配置計画、機械設備、建築、造成の基本計画なども併せて行ってまいります。また、造成であるとか建設の現況を把握することも必要でございますので、地形測量また、地質調査こういった業務を併せて発注したいということで考えております。こちらが、冒頭も申し上げましたが令和4年度、令和5年度の継続業務となります。今年度が5,750万円、来年、令和5年度は2,930万円ということで予算の計上をお願いしているところでございます。予算書の13ページにお戻りいただくようお願いいたします。款4公債費、項1公債費、目2利子でございます。節22償還金利子及び割引料ということで、建設事業債の利子償還金、これは起債の償還分でございます98万2千円、それと前払いのために一時借入を行っております。その分の一時借入金の利子の償還金といたしまして599万4千円の計上をお願いしております。最後になりますけれども、予備費でございます。例年どおり300万円の計上をお願いしているところでございます。続きまして14ページから16ページ、17ページこのあたりは給料等の明細表でございます。18ページに債務負担行為の調書を付けさせていただいているところでございます。当初予算の説明に関しては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中山五雄議員

はい。

松隈清之議長

中山議員。

中山五雄議員

一つお尋ねします。

13ページですね、リサイクル施設建設費ということで上がっておりますが、この金額ではなくてですね、この前の視察、現地を視察さしてもらってあそこずっと歩いて行って途中で災害か何かあって、応急処置って言いますかね、ヒューム管をいけて上にコンクリートを流してあったんですけども、谷

間の水というのは今、どういうふうな今後工事をする予定なのか、そこ分かる程度で結構ですから、教えていただければと思います。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、先般見ていただいたときの谷、沢でございますけれども、まず、今回の整備基本計画の中で搬入道路につきましては、複数の案を出してもらって当然、安価で安全が確保できる工法を選択したいと、ルートについても選択したいと考えています。で、沢を渡る具体的な方法についてはカルバートであるとか、橋は多分あんまり考えられないですけれども、そういったことでとにかく費用対効果が高い工法で複数提案していただいて、最終的な工法を決めていきたいというふうに考えております。そういった時にはまたアドバイスをいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中山五雄議員

はい。

松隈清之議長

中山議員。

中山五雄議員

あそこ、谷間になつとるでしょうが。だから、9メートル道路を今度は予定をされておりますが、あそこは谷間が10何メートルかあるんじゃないかなと思って、この前見ていたんですけれども、あそこに盛土をする場合に土留めをするのは大変じゃないかなと。本当は、応急処置をしてある上のほうから、ずーっとカルバートボックスの大きなのをだーっと下まで入れたら、全部盛土でできるからですね、それが一番安全じゃないかな、安くも上がるんじゃないかなと思って。反対側の土砂災害もないやろうと思うしですね。ただ、そのへんを考慮しておられるかなんかもですね、今後そのへんよくプラスになるような工法でやっていく考えということを言われましたけれども、そういうこともですね、頭に入れてやっぱりしっかりといるんなとこで、やっぱりこれ以上経費がかからないようになるだけ安くなるような形で考えていただきたいなと思いますけれども、そのへんひとつよろしく願いしときます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、今中山議員からいただいたご指摘も重々頭に入れて、決まった業者とはきちんとした業務をやっていきたいと、アドバイスもまた今後も引き続きいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

中山五雄議員

ありがとうございました。

松隈清之議長

ほかにありませんか。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

ちょっと予算書の中でお聞きします。5ページの中で小さいことですが、25億1,890万円ということで、起債の限度額が設定されております。その中で利率が5%ということです。これ、基本的には政府資金を借りられるか、一般の民間から借りられるかということと今、5%っちゅう数字は出ておりますけど、現実的にはかなり安い金利になっておりますので、そのへんの金融機関からですね、見積り取って、どう対応されるかちょっとお聞きします。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、こちらの財源につきまして政府資金の財政融資をお願いしたいということで考えております。で、当然今ご指摘いただいたような見積り等もやるわけですが、令和3年度の実績につきましては、利率は0.3%でございますので今、中野議員からご指摘いただいたことも気を付けてやっていきます。よろしくお願ひいたします。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

そこで政府資金もあるが、確定できるかどうかですね。内容もこの後ずっと借入申込みされますので、どういう状況になるか教えていただきたいと。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。全部を財政融資資金で借入れをしたい要望をいたしております。

松隈清之議長

ほかにありますか。

森田浩文議員

議長。

松隈清之議長

森田議員。

森田浩文議員

12 ページ、ごみ焼却施設建設工事についてお尋ねをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。えーとですね前回、勉強会の中で私も質問させていただいたんですが、そもそも建設協力金についてですね、組合と鳥栖市さんの間では覚書というふうな形で資金の処理をされてるというふうな説明をいただいております。で、莫大なお金を使いますので、それはですね覚書っていうふうな形でいいんだろうかというふうなことを私はお尋ねをさせていただいたんですが、それと同じようにですね、ごみ焼却施設に関しても、鳥栖市さんがお持ちの敷地を組合が借りて今現在、既に建設工事が始まっているというふうな状況でございます。この中で、敷地ですね賃貸について賃貸借に伴うものなのか、使用貸借に伴うものなのか、どのような形で契約行為をされておられるのか説明をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤川博一事務局長

はい、議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。前回、議案の説明会の折に森田議員からご指摘いただきました件につきまして、鳥栖市のほうにも登記等の手続を急いでいただくようお願いをいたしておるところでございます。今回の契約の形態につきましては、賃貸料が発生しないということなので、使用貸借契約を結びたいというふうに考えております。

森田浩文議員

はい、議長。

松隈清之議長

森田議員。

森田浩文議員

そういったのはこれからされるということなんですね。すでに工事が始まっているわけなんです。今もう事務局長のほうからは登記というふうなお言葉があったんですが、これは、地上権の設定登記とかそういったことを考えておられるのでしょうか。

藤川博一事務局長

はい、議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、中に里道等がございましたので、そちらの表示登記とそういった関係に関する測量等が必要な事務となっております。

森田浩文議員

はい、議長。

松隈清之議長

森田議員。

森田浩文議員

はいでは、管理者にお尋ねをしたいと思いますが、契約行為がされてない状態で今既に工事のほうに先に進んでおる、このような状況をどのようにお考えでしょうか。

橋本康志管理者

はい。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

今、ご指摘の件については、急いで手続を進めたいと思っております。以上です。

森田浩文議員

はい、議長。

松隈清之議長

森田議員。

森田浩文議員

では、13ページをお願いします。循環型交付金事業計画支援業務ですね、これについてお尋ねをいたします。先ほど焼却施設についてはですね、これから速やかに契約行為等やっていくというふうに管理者のほうから答弁をいただいておりますが、これからですね恐らく立石町のほうにリサイクル施設が進められていくのではなかろうかと思っております。こちらのほうの取扱いはですね契約行為をどのようにやっていくおつもりでしょうか。

松隈清之議長

森田議員、何の契約でしょうか。

森田浩文議員

これも鳥栖市と鳥栖市さんが用意される敷地に組合の建物が建っていくというふうになりますが、これについてはどのように契約とか、進めていくタイムスケジュールを組んでおられますか。

松隈清之議長

建設用地についてですね。

森田浩文議員

はい。

藤川博一事務局長

はい、議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。こちらにつきましても使用料とか賃料は発生いたしませんので、焼却のほうと同様、使用貸借の契約を結びたいという方向で今協議をしております。

森田浩文議員

議長。

松隈清之議長

森田議員。

森田浩文議員

はい。焼却施設のほうでは順番が私は逆になってるんじゃないかなというふうに思うんですね。工事は既に始まっているけど契約に伴うものではないというふうな形でありますので、あくまで主体が管理者の主体が、組合と鳥栖市さん同じ方がやられてるところで、問題ないというふうなのが当然のことだと思うんですが、あくまで法律上の問題でいけば契約を結んだ上で工事等々が行うべきではないかなというふうに私は思いますので、そこらへんを今後も遵守をしていただけるようお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、補足となりますけれども、確かに今、森田議員からご指摘いただいておりますとおり、真木町のほうは、契約がまだでございますけれども、現在、土地の改良工事そういったものを行っております。そうしたことについての契約ではございませんが、施工同意ということについてはですね、鳥栖市のほうからいただいております。補足でございますが、ご説明とさせていただきます。

森田浩文議員

はい、議長。

松隈清之議長

はい、森田議員。

森田浩文議員

はい、わかりました。循環型交付金事業についてまた、追加で質問なんです。説明資料の中ですね、造成基本計画等などというふうに記載をされております。これから具体的に立石町のほうで、造成等をですねやっていくというふうなお考えなんだろうが、これはですね、昨年8月に公式な場ではなく、議会が終わった後にこのようにやっていきたいというふうに報告をいただいて、翌日には新聞に決定とした形で載りました。議会としては、公式には聞いてない形なんですよ。その後、公式な場って

いうふうなのがこれまでなかった。吉野ヶ里町としては、組合に参加しております吉野ヶ里町としては、幾度か質問状というふうな形で投げさせていただいて、回答もいただいておりますが、今回初めて支援業務委託料として予算が上がってきております。で、先ほどですね、管理者のほうから冒頭に吉野ヶ里町からの質問に対しての回答を口頭でいただいたわけなんです、この 56 億円に及ぶこの予算、これはですね、環境省の基準に基づいて出した数字であると。これはあくまで環境省の指導に基づいて、今、この支援業務等々が計画をされているというふうに認識をしておりますが、会計検査院がですね、また環境省とは違う国の機関なんですよ。こういったところ会計検査院が指摘される可能性があるのかなのか。それについてご回答をお願いしたいと思います。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい、ご意見いただいた中で 25 年の使用期間、それとそれに対する 56 億円の投資というような形で、ご意見を頂戴しております。こういったごみ処理施設関連につきまして補助金適正化法では、10 年の使用期間は、最低でもやれということで決められております。また、25 年ちよっとここで答弁していいかどうかわかりませんが、西部環境施設組合の施設は 20 年で施設の運営を終える予定ということで、会計検査院からの指摘、補助金返還等の指摘もあつてございませぬので、我々が今やろうとしている業務についても会計検査院からのご指摘がないものというふうに考えているところでございます。

森田浩文議員

議長。

松隈清之議長

森田議員。

森田浩文議員

はい。そしたらですね、管理者のほうからご回答をお願いしたいと思うんですが、指摘はないというふうに事務サイドで、事務局サイドで話をさせていただいてるようなんですが、万が一ですね、会計検査で指摘があった場合、もう 25 年の間にあくまでその環境省はいいよと言ってるかもしれませんが、今、会計検査院と話をされてるわけではないかと思うんですよ、ですよ。そしたら、万が一こういった大きな問題が出てきた場合は、鳥栖市としてどのように責任を取っていただくように考えておられるか、そこをちよっとこの場でお答えいただきたいと思うんですが。

橋本康志管理者

はい。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

私は、会計検査院からそのような指摘がないものというふうに認識をしております。以上です。

松隈清之議長

先ほどのご指摘というのは、その金額に対して使用期間が短いことに対する指摘があった場合ということですね。

森田浩文議員

そうです。

松隈清之議長

そのほかのことはありうることもありますので、内容としては金額と期間に対して返還の指摘があった場合。

森田浩文議員

はい。

松隈清之議長

どうでしょうか。

橋本康志管理者

はい。

松隈清之議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

期間と金額の関係でございますが、先ほども事務局がご説明申し上げましたように、今、鳥栖市とみやき町、上峰町で西部環境施設組合で処理をしておりますけれども、これについては20年間という期間を区切ってやっております。これについて会計検査院から指摘を受けたことはございませんので、当然、我々取り組むのは25年ということですから、それについて適正な対応をしていけば、指摘がないものというふうに理解をしております。

森田浩文議員

わかりました。

松隈清之議長

よろしいですか。

森田浩文議員

はい。以上です。

松隈清之議長

ほかにありますか。はい、ないようでございますので、これにて質疑を終わります。本案は、討論を省略して採決を行ってよろしいでしょうか。

筒井佐千生議員

議長、お願いします。

松隈清之議長

はい、筒井議員。

筒井佐千生議員

はい。討論をさせていただきたいと思いますので、許可を求めたいと思います。

松隈清之議長

ただいま、討論の申出がございました、どちらの討論でしょうか。

筒井佐千生議員

本来、筋から言いますと反対討論あって賛成討論という順番になりますが、今回は、賛成討論という形で討論をさせていただきたいと思っております。

松隈清之議長

はい。ほかに討論をお持ちの方いらっしゃいますか。よろしいですか。では、筒井議員、賛成討論を認めます。

筒井佐千生議員

はい、ありがとうございます。令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算総額48億7,276万9千円に対し、賛成討論をさせていただきます。今回、リサイクル施設建設費として施設整備基本計画策定業務、建築土木技術支援業務委託料等で6,114万1千円が計上されております。リサイクル施設建設は、循環型社会形成推進地域計画においては、必要不可欠な施設であります。東部環境施設組合でこのリサイクル施設建設に向け、議論が活発していく中、これまでを顧みますと重要事項や協議事項等について組合議会への事前報告、協議があまりなされず、管理者、副管理者のみにてある程度の方向性を決定されている状況にありました。今後においては、組合議会の事前報告、協議を図っていただき20年間の利用を見据えたリサイクル施設建設に向け、よりよい施設また、経費節減につながるような協議の場となるよう活発な議会、組合議会運営を図っていただくことを切に希望いたしまして、賛成討論いたします。

松隈清之議長

討論を終わります。それでは、採決を行います。議案第3号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算は、原案どおり決しました。



日程第9 陳情第2号 大気汚染物質監視装置の設置を求める陳情書

日程第10 陳情第3号 原水を守るため、大気汚染物質の監視装置の設置を求める陳情書

松隈清之議長

日程第9、陳情第2号大気汚染物質監視装置の設置を求める陳情書につきましては、お手元に印刷物を配付いたしております。当組合議会に対し、陳情書が提出されておりますので、ご報告いたします。

それでは、陳情書の内容につきまして、事務局からご説明をお願いします。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

今回、陳情書を2つ意見をいただいております。まず1点、大気汚染物質監視装置の設置を求める陳情書、それと原水を守るため、大気汚染物質の監視装置の設置を求める陳情書ということになっていただいております。インデックスでいきますと8番がまず、大気汚染物質のほうでございます。かいつまんで、陳情をいただいている要点と我々組合としての見解を申し上げます。

まず、大気汚染物質監視装置の設置を求める陳情書につきましてでございますけれども、陳情書にも書いてありますとおり、施設の建設地から500メートル程度のところにお住まいの方から頂いております。陳情書の中身といたしまして、まず1点がごみ焼却施設の稼働による環境、生活影響については多大なものではないかというご懸念を持たれています。こういったことで、鳥栖市安楽寺町区の通学路を通う子供たちへの心身への負担に関してのご心配でございます。我々といたしましては、陳情書の資料にも添付されておりますけれども、環境影響評価を行っております。これ、現在も工事を実施しているときもやっております。一応、この予測結果につきましては、環境保全目標というものを達成をしているところでございます。この環境安全目標と言いますのは、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが好ましい基準と言ったようなことで、環境基本法とかで定められております環境基準を参考に設定されたものでございます。この環境保全目標は、達成出来ているということで、人様への健康は保護できていけるものというふうに考えているところでございます。また、焼却施設の煙突から出る煙でございます。環境基準を達成するという目的のために別途また、大気汚染防止法、それとダイオキシン類対策特別措置法というもので、排出基準はきちんと決められております。この基準を厳守、遵守していけば環境基準を達成できる、イコール人の健康にも被害を及ぼさないというふうに考えております。我々といたしましては、この排出基準よりも厳しい自主基準を設定させていただいております。これは我々といたしましては、きちんと守って運営していくということを第一に考えております。我々が煙突から出す煙排ガスにつきましては、今この西部環境施設組合でもやられておりますが、24時間監視をするとその計測結果については、我々といたしましては、当然、もうこの時代でございますのでインターネットとかそういったところでリアルタイムに一般の方にも見ていただけるようにしていきたいというふうに考えております。また、第三者機関による煙突の排ガス及び周辺環境の調査を定期的の実施していくと、モニタリング調査もしていくということで、そういった結果についてもインターネット等で広く公開していきたいというふうに考えております。陳情書の2点目でございます。国道3号線から高田町、鳥栖市の高田町というところがございしますが、その北側を通る搬入ルート of 微粒子物質、いわゆるPM2.5でございます。これが基準値を超えているということで、パッカー車等の通行量が増

えるので、更に増えるんじゃないかというご心配のことです。このPM2.5につきましては陳情資料の2に書いておりますとおり若干、年平均の数字が上回っています。ただ、ほかと比べて2倍、3倍違うとかそういったことではございませんので、特に特異な事象であるといったことはわかりません。ただ、PM2.5 に関しましては、環境影響評価に関する予測等の手法がまだ確立されておきませんので、そういったところは考えていくのが非常に困難ではないのかなというふうに思っております。ただ、我々が指摘を受けておりますパッカー車等の通行量、これは増える増えないは別といたしまして、業者のほうにも低公害車の導入でありますとか、アイドリングストップをきちんとやっってくださいといったような徹底をお願いして、何とか乗り越えていきたいというふうに考えております。それと、大気汚染物質監視装置の設置を求められている件でございます。これは、環境省がされております「そらまめ君」といいます。大気汚染常時監視測定局を例に取られて、ご指摘をいただいております。この「そらまめ君」に関しては、測定する場所といえますのは、地域の代表的な測定値が見られるような場所を選定して設置をされております。特定の発生元、工場でありますとか、特に近所で煙を排出するような施設がないというところでございます。鳥栖市を例にとりますと、鳥栖市役所があります宿町に設置されているということでございます。これ、地域での事業主体は県になりますが、佐賀県にお伺いしておりますけれども、ごみ焼却施設の設置等を理由にした特別な発生原因等を理由とした新たな測定局の設置は考えられていないということでございます。我々、組合といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、煙突での監視を24時間きちんとやってまいります。こうしたことを広く公表していきながら運営にも生かしてまいります。こういったことで、特にこういった設置については、我々としては考えていないということでございます。陳情書の中で次のご指摘ですが、お子様方の健康調査等の実施、市の健診としてということでございます。我々といたしましてはこれまでも説明してきておりますとおり、環境基準そういったものはきちんと守り、さらに厳しい自主基準値を設定して運営を続けてやっていくということで、人様の健康被害は出さないということで考えておりますので、健診までやっていただくことは不要なのかなというふうに考えております。あと、最後の要点かなと思っておりますが、年に4回、6回の大気汚染測定車の稼働をしてくれというご指摘でございます。当然、我々といたしましても環境影響調査のモニタリング調査をやってまいります。このやり方につきましては、佐賀県の専門家集団でございますが、環境影響評価審査会と言ったようなところで調査の方法、それと回数こうしたことも審査していただいたところで我々、モニタリングを調査やってまいります。当然、もう何回も言っておりますが、この調査結果につきましては、第三者の目で監視していただくまた、公害防止協定等を地域と結んでそこにも広く公表していくといったところで考えているということでございます。

2つ目の陳情書でございます。原水を守るため、大気汚染物質の監視装置の設置を求める陳情書ということでございます。これは、建設地から500メートル、700メートル付近に上水道の取水口があるといったようなことで、ごみ焼却施設からのばい煙等により飲料水の汚染を心配されているものでございます。先ほども申し上げましたとおり、我々環境基準これはきちんと守っていきます。環境保全目標ということで、これを守れば人様への健康被害は出さないということでまず考えております。また、人口が多いと取水口の付近では特に、さらにですね、厳しい条件にすべきではないかというご指摘もいただ

いておりますが、本当、自主基準厳しい数字を設定して我々、運用をしていくと、その監視についても怠りなくやっていくということで考えております。同じように、水道水の取水口付近に大気汚染物質、先ほど言いました「そらまめ君」のような機械の設置が必要ではないかということでございますけれども、こちらに関しても我々は、一番の出口の煙突を 24 時間、厳しい環境基準より厳しい数字で、管理してまいりますので、その点については不要ではないかと。こと、ごみ処理施設は全国にも日本だけでも 1,000 箇所以上ございますけれども、ごみ処理の煙で水が飲めなくなったというようなことは、調べましたがありませんでしたので、我々、環境基準をきちんと守って運営していけば大丈夫であろうというふうに考えているところでございます。簡単でございますけれども、陳情書 2 つに対する我々組合の見解をご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

松隈清之議長

はい。事務局から本陳情に対する組合の見解について説明がございました。

この件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

よろしいですか。

では、これにつきまして、先ほど、事務局から説明があったような趣旨で、陳情者に対して回答することによってよろしいでしょうか。特に、議員の皆様からご意見もない。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

はい。では、陳情 2 号それから、1 個ずつまいりますね。まず、陳情 2 号大気汚染物質監視装置の設置を求める陳情書につきまして、執行部の見解をもとに陳情回答書を作成させていただくということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

はい。それではそのようにさせていただきます。

続きまして、説明がすでに終わっておりますが、日程第 10、陳情第 3 号原水を守るため大気汚染物質監視装置の設置を求める陳情書について、これも先ほど組合の見解が示されました。これにつきましても、ご質疑何かございますか、ないですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

はい。それでは、ないようでございますので、この陳情第3号に対して組合の見解をもとに作成し、提出者に通知したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

はい。それでは陳情第3号につきましても、組合の見解をもとに作成し、提出者に通知をさせていただきます。

松隈清之議長

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年2月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

松隈清之

副 議 長

中野 均

議 員

森 21 林

議 員

永沼 彰